

入 札 説 明 書

この入札説明書は、岩手県が発注する調達契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び年間使用予定数量
令和 8 年度単価契約物品（雑品類）
 - ア ポリ袋 45 リットル 780 組
 - イ ポリ袋 90 リットル 520 組
- (2) 調達件名の特質等 購入仕様書のとおり
- (3) 納入期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日
- (4) 納入場所 岩手県庁舎及び県盛岡地区合同庁舎その他盛岡広域振興局長が指定する場所（別紙 納入場所一覧表（雑品類）のとおり）
- (5) 納入条件 受注後、1 週間以内とする。

2 入札参加者資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者（再生計画認可の決定を受けている者を除く）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者（更生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 岩手県知事が定める物品購入等競争入札参加資格を取得し、令和 5・6・7 年度競争入札参加資格者名簿に登録されている者。
- (4) 岩手県内に本社（本店）を有する者又は県外に本社（本店）を有しているが県内に支店等を有しており、その支店等が(3)の資格を有している者。
- (5) 入札の日において、岩手県から、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成 12 年 3 月 30 日制定）に基づく指名停止を受けていない者であること。

3 入札参加者に求められる事項

- (1) 入札参加者は、仕様審査に必要な書類として、次の書類（以下「仕様書等」という。）を令和 8 年 2 月 25 日（水）午後 5 時までに 13（2）の場所に 1 部提出しなければならない。
 - なお、郵便による提出も認めるが期日必着とする。
 - また、仕様等について疑義がある場合は、仕様書等の提出期限の日までの間に入札公告等に掲げる問合せ先に説明を求めることができる。
 - ア 定価見積書
調達物品及び搬入等費用を含む定価見積書（消費税及び地方消費税抜き）。
 - なお、メーカー希望小売価格が存在しない場合は、その旨を記載するとともに店頭価格又は実売価格を記載すること。
 - イ 仕様書
当該製品の仕様が分かるカタログ等（当該購入物品の製造メーカー及び規格等が明示されていること。）
- (2) 仕様書等の提出にあたっては、次の事項を記載した「送付書」を添えるものとする。
 - ア 提出年月日
 - イ 入札参加者の住所及び氏名、印（法人の場合は、商号又は名称、代表者の氏名及び印）、電話及び FAX 番号、担当者名（問合せ先）
 - ウ 調達件名（物品名）

エ 提出する書類の名称

- (3) 仕様書等を提出した者は入札日の前日までの間において当該仕様書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (4) 仕様書等は、岩手県において審査するものとし、基本的体制及び特質等が満たし、かつ、使用目的に耐え得ると認められた仕様書等を提出した者に限り入札に参加できるものとする。
なお、仕様書等の補足、補正等は認めるが、令和8年3月6日（金）午後5時までとする。
審査結果は、令和8年3月16日（月）までにFAXにより通知する。

4 入札の方法等

- (1) 1 (1) について、品目ごとの1単位当たりの単価（当該金額に1円未満の端数があるときは、小数点第3位までとし、小数点第4位以下を切り捨てた額）で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。
- (2) 入札書は、5 (1) の日時に5 (2) の場所に持参すること。
- (3) 郵便、電報、電送その他の方法による入札は認めない。
- (4) 入札書の金額以外の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し入札参加者の印を押印しなければならない。
また、一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (5) 代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出の前に委任状を提出しなければならない。

5 入札、開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年3月18日（水）午後4時5分
- (2) 場所 盛岡地区合同庁舎 3階入札室

6 入札保証金
免除

7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は、これを無効とする。

- (1) 競争入札の参加資格のない者が提出した入札書
- (2) 入札参加者に求められる事項を履行しなかった者が提出した入札書
- (3) 指定の日時までに指定の場所に到達しなかった入札書
- (4) 記名押印のない入札書
- (5) 入札金額を訂正した入札書
- (6) 誤字脱字等により必要事項が確認できない入札書
- (7) 入札件名の表示に重大な誤りがある入札書
- (8) 同一入札参加者又は代理人が二つ以上提出した入札書
- (9) 代理人が委任状を提出しないで提出した入札書
- (10) その他入札に関する条件に違反して提出した入札書

8 入札書に関する事項

入札書は、県で示す書式により次のことを表示すること。

- (1) 入札年月日
- (2) 入札参加者の住所、氏名及び印（法人の場合は、所在地、商号又は名称、代表者の氏名及び印）
- (3) あて名は、「盛岡広域振興局長」とする。
- (4) 入札金額（単価）

- (5) 件名（物品名）
- (6) 規格・銘柄

9 落札者の決定方法

- (1) 本件調達に係る入札公告及び入札説明書で示した要件の全てを満たしている入札者であって、各単価が会計規則第 100 条（平成 4 年岩手県規則第 21 号）の規定により定められた予定価格の制限の範囲内であり、かつ、入札の総額（年間使用予定数量×単価の合計）が最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2) の同価の入札をした者のうち、立ち会っていない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。

10 開札に立ち会う者に関する事項

開札は、入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札参加者又はその代理人の立ち会いがいない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

11 再度入札に関する事項

初度の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行うものとする。再度入札を行う場合の入札者は、当該入札を辞退する者を除き、最初の入札における入札者のみとする。入札執行回数は 3 回を限度とするが、この限度内において落札者がいない場合は、最低価格を示した者と随意契約に移行する場合がある。

12 契約に関する事項

- (1) 落札者は、契約保証金として契約金額に 1 (1) の数量を乗じて得た金額の 100 分の 5 以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、次の場合は契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - ア 落札者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したとき。
 - イ 落札者が過去 2 年の間に国又は地方公共団体と、種類及び規模が同程度の契約を履行しており、その契約書の写しを 2 件分以上提出したとき。
- (2) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県に帰属する。
- (3) 契約条項は別添契約書案のとおりとする。
- (4) 落札者の決定後、契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が入札公告又は入札説明書に掲げるいずれかの条件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、契約を締結しない。

13 その他

- (1) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて入札参加者又は契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
盛岡広域振興局 盛岡審査指導監 物品管理チーム
〒020-0023 岩手県盛岡市内丸 11 番 1 号 電話番号 019-629-6665